

令和3年3月23日

組合員・ご利用者の皆さま

東京中央農業協同組合

## 緊急事態宣言解除を踏まえた事業対応について

平素より格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

当組合では緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、営業時間の変更をさせていただきます。

引き続き、感染防止対策の取組みを徹底し、お客様と職員の健康・安全を最優先とした業務に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

変更日……令和3年4月1日（木）より

### 1. 通常の営業時間に変更いたします

金融店舗	信用事業	営業時間 9:00～14:00 (3月31日まで) 9:00～ <u>15:00</u> ( <u>4月1日から</u> )
	共済事業	通常取扱
経済店舗	ファーマーズマーケット	通常営業
	生活センター	通常営業
資産管理店舗	事業所	通常営業
	ハウジング店	通常営業

### 2. 渉外活動について

お取引先と職員双方に罹患リスクがあるため、原則として同意を得たうえで訪問することとし、訪問時はマスクの着用、消毒等の感染防止対策を徹底いたします。

### 3. その他

今後の感染状況によっては、あらためて営業時間等対応を検討する必要がある旨、ご了承ください。

以上